

神戸市告示第 38 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和 2 年 4 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
垂水区下畑町字笹之内 1586 番 1, 1595 番 1
 字祭り石 1671 番, 1686 番, 1686 番 1, 1686 番 2, 1686 番 3, 1686 番 4,
 1686 番 5, 1686 番 6, 1687 番 1, 1689 番, 1690 番 1, 1690 番
 15, 1692 番 3, 1692 番 5, 1692 番 7, 1692 番 10, 1692 番 11,
 1692 番 18, 1695 番, 1695 番 5, 1701 番
 名谷町字社谷 1385 番 2 の 16, 1385 番 2 の 22, 1385 番 33, 1385 番 34, 1385 番 35,
 1385 番 36 の各一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
 砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
 土壤汚染の除去

別図

<起点>
 起点は、神戸市垂水区桃山台四丁目1209番10の北端地点とする。
 <格子の回転角度>
 $33^{\circ} 0' 40''$
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

